

岐阜市福介号外  
平成27年4月20日

居宅介護支援事業所 管理者 様

岐阜市福祉部介護保険課長

「岐阜県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」について（依頼）

平成27年4月1日から、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（「指定介護老人福祉施設等」という。）に入所する方について、原則として要介護3以上の方に限定されることとなりましたが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により、指定介護老人福祉施設等以外での生活が著しく困難である場合に限り、特例的に入所が認められることとなっています。

それに伴い、特例入所の判断を含め、指定介護老人福祉施設等への入所に関する基準について、「岐阜県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」（「指針」という。）が定められ、岐阜市においても、この指針に沿った運用を行うこととなります。

この指針の適切な運用のため、指定介護老人福祉施設等への申込みの際に、介護支援専門員等からの情報提供が求められることとなりますので、要介護認定者等から依頼のあった時には、指針の趣旨に鑑み、調査票の記入等にご協力いただくようお願いいたします。

岐阜市役所 福祉部介護保険課  
担当 支援係  
〒500-8701 岐阜市今沢町18番地  
TEL 058-214-2093(ダイヤルイン)  
FAX 058-267-6015